

平成28年9月1日

各社会福祉法人代表者 様

東京都福祉保健局指導監査部長

松浦 慎司

(公印省略)

社会福祉法人経営管理改善支援事業の実施について(通知)

日頃より都の福祉保健行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、都では、都内の中小規模の社会福祉法人が行う経営管理の改善に向けた取組への支援として、標記事業を実施することとしました。

つきましては、社会福祉法人経営管理改善支援事業実施要綱(別添1。以下「実施要綱」という。)及び社会福祉法人経営管理改善支援事業補助金交付要綱(別添2。以下「交付要綱」という。)を制定しましたので、本事業の補助金交付を希望される場合は、下記のとおり、交付申請を行ってください。

記

1 提出書類

- (1) 補助金交付申請書(交付要綱第1号様式)
- (2) 社会福祉法人経営管理改善支援事業計画書(交付要綱別紙1。以下「事業計画書」という。)
- (3) 法人全体の事業活動計算書及び貸借対照表(平成27年度決算)
- (4) 専門家から徴した見積書等対象経費の内訳及び新たな取組であることが確認できる書類
- (5) 交付申請提出書類等チェックリスト(別添3)

2 提出期限

平成28年9月15日(木曜日) 必着

3 申請方法

交付申請提出書類等チェックリストによる確認を行った上で、上記1(1)から(5)までの書類を以下の宛先に御提出ください。なお、上記1(2)の事業計画書については、紙媒体での提出に加えて、電子媒体で以下のメールアドレス宛に提出してください。

(1) 宛先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局指導監査部指導調整課

(2) メールアドレス

[S0000222@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000222@section.metro.tokyo.jp)

送付するファイルのタイトルは「(法人番号・法人名) 事業計画書」とし、メールのタイトルは「(法人番号・法人名) 社会福祉法人経営管理改善支援事業計画書の提出」としてください。

#### 4 留意事項

- (1) 補助金交付申請に当たっての留意事項(別添4)を確認し、申請内容が補助金の交付要件を満たすことを確認した上で交付申請を行ってください。
- (2) 本事業による補助は、平成28年度限りとします。
- (3) 必要に応じて、東京労働局の「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業(雇用管理改善サポーターによる相談支援等)」又は「職場定着支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成等)」等を活用できます。各事業及び助成金の内容等につきましては、以下の問合せ先に御確認ください。

○ 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業(雇用管理改善サポーターによる相談支援等)について

問合せ先：公益財団法人介護労働安定センター東京支部

電話：03-5901-3061

○ 職場定着支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成等)について

問合せ先：ハローワーク助成金事務センター分室助成金第二係

電話：03-3812-8780

#### 5 今後のスケジュール

平成28年10月 3日 補助金交付決定(予定)

平成29年 3月31日 実績報告書締切

平成29年 5月 補助金交付(予定)

東京都福祉保健局指導監査部指導調整課

担当：百瀬、野口

電話：03-5320-4051